

地下鉄運転士が乗務中に私用のスマートフォンを操作した件について

令和4年10月8日（土）に発生した地下鉄運転士が乗務中に私用のスマートフォンを操作した件に関して、事案内容のほか、関係職員に対する処分内容及び再発防止策について御報告いたします。

1 関係職員

- (1) 氏 名
- (2) 所属・職種 高速鉄道部烏丸線運輸事務所・高速運転士
- (3) 年齢・性別 27歳・男性
- (4) 採用年月日 平成27年3月13日（勤続7年7か月）

2 事案内容及び事実確認

・ 令和4年10月8日（土）

13時57分頃

関係職員に対し、事務所で出勤点呼を実施し、乗務に関係しないもの（スマートフォンを含む）を所持していないことを確認しました。その後、関係職員は1往復目（竹田～国際会館間）の乗務を行い、事務所に戻り休憩に入りました。

休憩中のスマートフォン使用については禁止していないことから、自分のスマートフォンを個人ロッカーから取り出して使用し、制服ズボンのポケットに収納しました。

・ 16時30分頃

関係職員は休憩時間の終わり間際、次の乗務時間が迫っていたことから、乗務準備をして竹田駅の乗務交代場所へ急ぎましたが、このとき、スマートフォンをロッカーに収納することを失念し、制服ズボンのポケットに入れたまま2往復目の乗務に向かいました。

・ 18時00分頃

関係職員は2往復目に引き続き連続して3往復目に乗務し、乗務中にLINEの受信を認識していたため、京都駅～五条駅間の走行中にスマートフォンを制服のポケットから取り出し、ハンドルから手を離し両手でスマートフォンを操作して数秒間画面を確認しました。この間、前方確認を怠るとともに不測の事態に即応し得る（直ちに非常停止操作ができる）態勢を保持していませんでした。

・ 18時21分頃

関係職員が運転していた地下鉄に乗車されていたお客様から、国際会館駅の駅係員に対して、関係職員が乗務中にスマートフォンを見ていた旨のお申し出がありました。

・ 18時53分頃

3往復目の乗務を終え事務所に帰着した関係職員に対して事実確認を行い、乗務から外しました。

3 処分

(1) 処分内容

本日（令和4年10月25日（火））付けで停職6月の懲戒処分を発令しました。

(2) 処分理由

関係職員の行為は、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図ること等を定めた「高速鉄道運転取扱規程」に違反するものです。

持ち込みが禁止されているスマートフォンを車内に持ち込み、さらに、列車が走行中であるにもかかわらず、ハンドルから手を離してスマートフォンを操作するなど、前方確認をはじめ地下鉄運転士の注意義務を怠った関係職員の行為は、安全運行を第一の使命とする地下鉄運転士として言語道断の悪質な行為です。

重大な事故に繋がりがねない規程違反を犯した関係職員の行為は、市民やお客様の交通局に対する信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は極めて重大であることから、停職6月の処分としました。

4 再発防止策

- ・ 点呼により、スマートフォン等の業務に関係のない物の持ち込み禁止を徹底しておりますが、今回のように休憩時間終了後の乗務については、確認ができる仕組みになっていませんでした。

今後は、事務所内に当日の勤務者ごとのスマートフォン置き場を設置し、乗務中に携行していないかどうか常に事務所で確認できるようにします。

- ・ 関係職員は乗務中にスマートフォンを触っており、輸送の安全に関する意識の低さが当該事案を発生させた大きな要因であると認識しています。既に全乗務員に対して事案内容と再発防止について、点呼時などに周知徹底しておりますが、今後も点呼や教育訓練等の場を活用して地下鉄に携わる職員の安全意識の高揚を図ってまいります。